

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和7年
12月

1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

11月5日にS M C株式会社遠野事業所遠野工場様を訪問しました。

S M C株式会社

【安全衛生活動】

全社的な安全衛生委員会に加えて、5S、化学物質、騒音ごとに小委員会を設置し、現場からの意見の吸い上げにも力を入れています。災害の速報、各種安全規定、マニュアルはポータルに掲載され見やすくまとめられています。



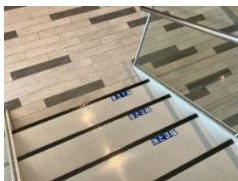
【デジタル掲示板】

日本語、ベトナム語、ミャンマー語等多言語でスライドショーにして掲示しています。大型モニターは見やすく、技能実習生も母国語の掲示は理解しやすいです。



【階段の「あと1段」】

階段での転落災害は、最後の一段で発生するケースがあります。無いと思った最後の一段が原因となった転落災害を防ぐ取り組みです。



「あと3段」「あと2段」「あと1段」この標示があることで、荷物を持って階段を降りる時には足元で確認できます。

【男性の育児休業取得率向上】

会社独自に「出生時育児休暇奨励金」を支給するとともに、社内報による育児休暇取得者の特集し、男性の育児参加の促進を図っています。2024年度は、男性の育児休暇取得率が57.9%に向上しました。

育児休業制度



【安全道場開設】

23年10月から、専用の部屋に体感装置を設置しています。不安全行動、環境から起こりえる危険を擬似的に体感できます。「怖さ」を知ることで作業手順の重要性を知り、一人一人の安全意識も高まります。新入社員だけでなく、全従業員が受講しています。今回は、その一部を体験させていただきました。



【脚立グラつき・衝撃】

脚立に上っている状態で、衝撃を受けたら？そんな体感が出来る装置です。体験すると、危険性がわかり、脚立作業を軽視できなくなります。



【プレス挟まれ・安全装置効果】

実際の製造作業中には安全装置を動作させられません。光線式のセンサー内に手を入れた瞬間に機械はビタ止めで制止します。作業従事する前に安全装置の性能を体感できるのは貴重です。



【転倒防止】

回転ローラーの上に板を置き、滑りやすい床面を再現しています。冬期の凍結路での危険を再現しています。あっという間に足がもっていかれる体験が出来ます。歩幅を短くする重要性がわかります。



2 労働災害発生状況

令和7年 10月末現在（前年同期同数）

休業4日以上労働災害 69件（前年同期69件）
死亡災害 0件（同1件）

【10月届出の災害事例】

ドラグショベルの清掃作業を行うにあたり、エンジンをかけクローラーを回転させながら洗浄していたところ、防寒着が巻き込まれ右手が巻き込まれた。清掃時のエンジン停止の徹底をお願いします。

3. 岩手県最低賃金の改定

働く人も、雇う人も、必ず確認、最低賃金！

令和7年
12月1日
から
時間額

岩手県 最低賃金

1,031
円

前年比
UP
79円

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

時間給		円	≧	最低賃金額 (時間額)		円
-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≧	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	---------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≧	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	----------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

4. 業務改善助成金

賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう。

業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

☎ 0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の要件



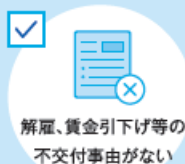
事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック!



助成金 支給までの 流れ

1 交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



審査

2 交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3 実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



審査

4 支給

手続きを動画で
チェック!

